第１号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　日

　　　山梨県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　印

山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金交付申請書

　このことについて、就職氷河期世代安定雇用助成金の交付を受けたいので、山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　助成交付申請額　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付先口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀　　行信用金庫組　　合 | 支　店出張所 |
| 預金の種別 | １．普 通２．当 座 | 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義人 |  |

３　添付書類

1. 山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金状況書（第１号様式の２）
2. 山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金申告書（第１号様式の３）
3. 就職氷河期世代安定雇用実現コース又は成長分野等人材確保・育成コースの第１期支給決定通知書の写し
4. 対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又はその写し
5. 対象労働者の氏名及び年齢が確認できる書類［官公庁の発行する身分証明書（写）、運転免許証（写）、健康保険被保険者証（写）等］
6. １週間の所定労働時間及び正規雇用労働者として雇い入れられたことが確認できる雇用契約書又は雇入れ通知書等の写し（船員法第３２条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含む。）
7. 労働協約又は就業規則、賃金規定等の写し
8. 県税に未納がないことを証明する納税証明書
9. その他知事が必要と認める書類

第１号様式の２

山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金状況書

１　会社概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | □ 製造業その他 | □卸売業 | □サービス業 | □小売業 |
| 資本金の額又は出資の総額 | □ 3億円以下□ それ以外 | □ 1億円以下□ それ以外 | □ 5千万円以下□ それ以外 | □ 5千万円以下□ それ以外 |
| 従業員数※常時使用従業員 | □ 300人以下□ それ以外 | □ 100人以下□ それ以外 | □ 100人以下□ それ以外 | □ 50人以下□ それ以外 |
| 規　　　　　模 | □ 中小企業事業者 | □ 中小企業事業者以外 |

※該当する□に✓をすること

２　対象労働者

|  |  |
| --- | --- |
| １　対象労働者の氏名 |  |
| ２　性別 | □　男　　　　□　女 |
| ３　生年月日 | 昭和・平成　　　年　　　　月　　　　日 |
| ４　雇い入れ年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| ５　学校区分・卒業期 | □大学　□短期大学　□高等学校　□その他（　　　　　　）平成　　　　年　　　　月卒業 |

（第１号様式の３）

山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金申告書（□に✓入れて確認すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 就職氷河期世代安定雇用実現コースの支給対象事業者又は成長分野等人材確保・育成コース支給対象事業者のうち氷河期コースの支給対象事業者に該当する事業者であること | □　は　い□　いいえ |
| 雇用保険適用事業所であること | □　は　い□　いいえ |
| 対象労働者の雇い入れ日（以下「雇い入れ日」とする。）の前後６か月間に、雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業者を除く｡）等、事業者の都合により離職させた事業者以外の者であること | □　は　い□　いいえ |
| 雇い入れ日の前日から起算して過去３年間に厚生労働省が実施している雇用関係助成金に係る不正受給を行ったことがないこと | □　は　い□　いいえ |
| 助成金の交付申請書提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がないこと | □　は　い□　いいえ |
| 助成金の交付申請書提出日までの過去１年間に労働関係法令違反を行っていないこと | □　は　い□　いいえ |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第４項及び第５項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと | □　は　い□　いいえ |
| 山梨県暴力団排除条例（平成２２年山梨県条例第３５号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第２号に規定する暴力団員でないこと | □　は　い□　いいえ |
| 助成金の交付申請書の提出日の時点で倒産（雇保則第３５条第１項第１号に規定する倒産をいう。）している事業者（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと | □　は　い□　いいえ |
| 雇い入れ日の前日から起算して過去３年間に、事業者と雇用、請負、委任の関係にあった人、または出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇い入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合当該労働者を雇用していないこと | □　は　い□　いいえ |
| 雇用する労働者が事業者または取締役の３親等以内の親族でないこと | □　は　い□　いいえ |
| 県税に未納がないこと | □　は　い□　いいえ |
| 必要な書類の提出や実地調査への協力等、助成金の交付等に係る審査に協力すること | □　は　い□　いいえ |